

葛飾区から転出される方へ

新しい住所地にお住まいになりましたら、住み始めた日から14日以内に、新住所地で転入の手続きをしてください。

(正当な理由がなく手続きを行わない場合は、過料に処されることがありますのでご注意ください。)

転入の手続きに必要なもの

※詳しくは新住所地へご確認ください

①転出証明書 ②届出人の本人確認書類(運転免許証等) ③届出人の印鑑 ④マイナンバーカード(個人番号カード) または住民基本台帳カード

- ・代理の方が手続きをされる場合は、委任状が必要です。
- ・外国籍の方は「在留カード・特別永住者証明書等」が必要です。
- ・住民基本台帳カード/マイナンバーカード(個人番号カード)で特例の転出届をされた方は、①の転出証明書は発行されません。全員の住民基本台帳カード/マイナンバーカード(個人番号カード)を持参して手続きをして下さい。手続きの際、住民基本台帳カード/マイナンバーカード(個人番号カード)の暗証番号が必要になります。

印鑑登録をされている方

- ・転出(予定)日をもって葛飾区での印鑑登録は廃止となります。必要な方は新住所地で新たに印鑑登録の手続きをしてください。

住民基本台帳カード・マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

- ・継続利用の手続きを希望される方は、新住所地で手続きをしてください。(詳しくは別紙「住民基本台帳カード・マイナンバーカード(個人番号カード)を持って葛飾区から転出する方へ」を参照してください。)
- ・署名用電子証明は失効します。必要な方は新住所地で手続きをしてください。

国外転出の手続きをされた方

- ・転出証明書は発行されません。再入国後に住所登録される方は転入届が必要となります。(詳しくは転入先の市区町村までお問い合わせください。)
- ・マイナンバーカード(個人番号カード)を海外への転出届時に返納していない方は、再入国時に有料での再交付になります。返納していない方は、転入先の市区町村に全員のマイナンバーカード(個人番号カード)を持参してください。
- ・再入国後に住所登録される方は、パスポートの入国日のスタンプを確認します。入国時に顔認証ゲートか自動化ゲートを使用する場合は、①入国日のスタンプを押してもらうか②搭乗チケット半券、もしくは③入国日を確認できる物(荷物タグ・前住居地の日付入りスタンプ等)を持参してください。

<転出証明書に記載されている事が変更になったとき>

- ・転出証明書はそのままお使いいただけます。変更事項をお申し出のうえ、転入の手続きをしてください。

<転出証明書を紛失したとき>

- ・区役所戸籍住民課又は区民事務所で転出証明書の再交付の手続きをしてください。来所して手続きができない場合、郵送での手続きも可能です。詳しくは戸籍住民課又は区民事務所にお問い合わせください。

<予定していた転出を取り消すとき>

- ・転出証明書と本人確認書類を持参して、速やかに転出取消の手続きをしてください。転出予定日を過ぎている場合は、戸籍住民課又は区民事務所にお問い合わせください。

<転出予定日までの間に葛飾区の住民票の写し・印鑑登録証明書が必要になったとき>

- ・住民票の写しの交付を希望される方は本人確認書類を、印鑑登録証明書の交付を希望される方は印鑑登録証を窓口までお持ちください。
- ・住民基本台帳カード/マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は、転出予定日の前日までマルチコピー機にて住民票の写しと印鑑登録証明書を発行することができます。

<マイナンバーカード(個人番号カード)を申請する場合>

- ・転出後、新しい住所地の市区町村にて申請の相談を行ってください。

【お問い合わせ】葛飾区役所戸籍住民課住民記録係
代表TEL 03 (3695) 1111

その他の手続きについては裏面をご覧ください。

下記に該当される方は、担当窓口でお手続きをお願いします。

なお、下記には一般的なお手続き内容を掲載してあります。お客様により必要なお手続きの内容は異なりますので、詳しくは担当窓口及び新住所地の役所にお問い合わせください。

葛飾区役所代表電話 03(3695)1111

	担当窓口	葛飾区での手続き	新住所地での手続き
国民健康保険 に加入している方	国保年金課	国民健康保険証をお返してください。	新たに参加手続きをしてください。
後期高齢者医療保険 に加入している方 (75歳以上の方)		後期高齢者医療被保険者証をお返してください。 東京都外へ転出する場合は「負担区分等証明書」をお受け取りください。	「印鑑」及び「負担区分証明書(東京都外へ転出する方のみ)」を持参して手続きをしてください。 ご不明な点は、新住所地の役所にお問い合わせください。
国民年金 に加入している方		手続きの必要はありません。	新住所地の役所か、年金事務所にお問い合わせください。
国民年金 を受給している方		手続きの必要はありません。	新住所地の役所か、年金事務所にお問い合わせください。
介護保険証 をお持ちの方 (65歳以上の方)	介護保険課	介護保険証をお返してください。 介護サービスを受けている方は「受給資格証明書」をお受け取りください。	新たに参加手続きをしてください。 介護サービスを受けている方は「受給資格証明書」を持参して、転出日から14日以内に手続きをしてください。 ご不明な点は、新住所地の役所にお問い合わせください。
児童手当 を受給している方	子育て応援課	児童手当の消滅届をしてください。 ※手当は転出予定日の月の分まで支給されます。 ※振込口座は解約しないでください。 ※児童手当では「税証明」は提出不要です。 ただし、他の手続きが必要となる場合もありますので、新住所地にお問い合わせください。	転入日の翌日から15日以内に申請をしてください。 ※新住所地で申請しないと手当は支給されません。
児童扶養手当・ 児童育成手当 を受給している方		児童扶養手当・児童育成手当の消滅届をしてください。	新住所地の役所にお問い合わせください。
特別児童扶養手当 を受給している方		手続きの必要はありません。	新住所地の役所にお問い合わせください。
乳子青 医療証 をお持ちの方		乳子青 医療証の返却と消滅届をしてください。	新住所地の役所にお問い合わせください。
親 医療証 をお持ちの方		親 医療証の返却と消滅届をしてください。	新住所地の役所にお問い合わせください。
公立小学校・中学校 に在学している児童がいる方		学校から「在学証明書」と「教科書無償給与証明書」をお受け取りください。	「在学証明書」と「教科書無償給与証明書」を持参して転校の手続きをしてください。
障 医療証 をお持ちの方	障害福祉課	東京都内へ転出する方は「交付状況証明書」の申請をしてください。	「交付状況証明書」と「健康保険証」と「印鑑」を持参して手続きをしてください。 東京都外へ転出する方は新住所地にお問い合わせください。
原動機付自転車等 をお持ちの方	税務課	原動機付自転車等をお持ちの方は、葛飾区のナンバープレート・標識交付証明書・印鑑を持参して手続きをしてください。	原動機付自転車等については新住所地の役所にお問い合わせください。 なお、排気量が126cc以上のバイクは陸運局へ、四輪の自動車等については軽自動車検査協会にお問い合わせください。